

○美里町議会アドバイザー設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、美里町議会基本条例（令和5年条例第25号）第13条第2項の規定に基づく美里町議会アドバイザー（以下〔議会アドバイザー〕という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 議会アドバイザーは、美里町議会の活性化及び議会運営のための専門的知識を有する学識経験者等から5人以内をもって構成する。

(委嘱)

第3条 議会アドバイザーは、議長が委嘱する。

(委嘱の期間)

第4条 委嘱の期間は、2年以内とする。ただし、再委嘱もできるものとする。

(報償費等)

第5条 議会アドバイザーに対する報償費等は、予算の範囲内で議長が決定し支払うことができる。

(庶務)

第6条 議会アドバイザーの庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、議会アドバイザー会議の運営その他必要な事項は、議長が定める。

附則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。